

君津市議会基本条例（案）

〇〇年〇月

君津市議会

君津市議会基本条例（案）

（前文）

私たちのまち君津市は、君津町、小糸町、清和村、小櫃村、上総町の5箇町村の合併を経て、新市建設の気運の高まりのなかで、昭和46年9月に産声を上げた。豊かな自然のなかで、農林漁業を中心として営まれてきたコミュニティを中心としたまちは、沿岸部の鉄鋼関連企業の進出に伴って、日本各地から多くの人々が集い、全国に開かれた鉄のまちへと変貌を遂げた。

しかし、近年の我が国における人口減少や少子高齢化の波は私たちのまちにも押し寄せ、ひとり暮らし世帯の増加などにより地域コミュニティの希薄化が進行した。また、市制施行直後から積極的に建設が進められた公共インフラの老朽化も進み、学校や公共施設の統合など、これまで経験したことのない事態が新たな課題として私たちの前に立ち現れている。市民の理解を得、市民の英知を結集し、未来志向の建設的な政策提言を行うべき議会の役割はますます大きく、かつ、重くなっている。

このような環境の変化の中で、君津市議会は、議会の活性化と開かれた議会を目指し、情報発信や政策提言を行いながら議会改革に取り組んできた。

今、私たちに求められているのは、二元代表制の一翼を担う機関として、市長その他の執行機関と緊張関係を保ちながら自己研鑽に努め、市民との活発な意見交換を図り、議員間の自由討議を進め、合議機関としての機能をより一層発揮していくことである。

私たちの考える二元代表制とは、国政とは異なり、執行機関としての市長と議事機関としての議会が共に市民を代表する機関として、それぞれが代表としての役割を果たすことにより、住民自治を推進し、市民福祉の増進を図ろうとする仕組みである。

ここに、君津市議会は、議会及び議員が果たすべき役割とそれを果たすための仕組みを明らかにし、市民の間に存する多様な意見を的確に議会運営に反映させることにより、もって市民福祉の増進と市勢発展を目指すことを決意する。

君津市議会は、この決意を将来にわたり実行していくために不断の努力をしていくことを誓い、君津市議会基本条例を制定する。

【解説】

前文では、君津市議会は、本市の歴史や環境の変化、または社会情勢の変化を踏まえ、市が抱える課題を解決し、もって市民福祉の増進と市勢発展を目指すこと、また、実行していくために弛まぬ努力をしていくことを決意し、市民に対して約束しています。

そのために、従来からの取り組みに加え、今後、自らが果たすべき役割とそのための仕組みを新たに定めた本条例を制定することを宣言しています。

（目的）

第1条 この条例は、市民を代表する機関としての市議会が市民福祉の増進を図るために果たすべき役割と任務を明らかにし、併せてその目指すべき理念を掲げることにより、もって君津市民の意見、要望、願いを真摯に汲み取った、市民本位の市政運営の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

君津市議会基本条例を制定する目的は、市議会が君津市民の民意を真摯に汲み取ることにより、市民本位の市政運営の実現を図ることです。その目的を達成するために、条例では、市議会が果たすべき役割と任務、及びその目指すべき理念を定めています。

（市議会の役割等）

第2条 市議会は、市民の負託を受けた議事機関として、二元代表制の下に市長とともに市民を代表して市の公の意思の形成を図り、また、執行機関の行政運営を監視し、より合理的で効率的な市政運営を実現し、市民福祉の増進を図る役割を担う。

2 市議会は、市民の中に存する多様な意見に目を配り、市民の意見が議会の会議の中によりよく取り上げられるよう意を用いるものとし、現に解決することが必要な市政上の課題について適切に選択し、市の施策として具現化するよう提言等に努めなければならない。

3 市議会の諸活動は、何人に対しても公平であることを旨とし、

かつ、その内容及び過程が市民にとって明らかであるよう努めなければならない。

【解説】

市議会の役割等として、第1項に市民の負託を受けた市議会の役割、第2項に議会としての役割を担うための手段、第3項に議会活動における公平・透明性について総則的に定めています。

第1項については、二元代表制ということを明示して、市長とともに市民を代表する旨を明示しています。その上で、市の統一した意思を形成していくということと、執行機関を監視し、より合理的で効率的な市政運営を実現し、市民福祉の増進を図ることを、市議会の役割として定めています。

第2項については、市民の意見に耳を傾け、解決すべき課題を選択し、施策として具現化する提言を行うこととするなど、第1項中の公の意思形成を図る手段について定めています。

第3項については、公平であって市民にわかりやすい明確な形で議会活動を行う責務を定めています。

(定例会の回数等)

第3条 市議会の定例会の回数を定める条例は、市民に身近な議会を実現し、柔軟な議会運営を可能にする観点に立って定められなければならない。

2 市議会は、市政における重要案件に対し、迅速に、かつ、弾力的に対応するため、臨時会の活用について配慮するものとする。この場合において、会議に付すべき事件については、議決事件に限るものではなく、討議又は質問を行うことを目的とするものであることを妨げない。

【解説】

君津市議会定例会の回数を定める条例が別にありますが、それを定めるにあたって基本的な考え方、根拠を示すものです。

第1項については、地方制度調査会が「地方自治法改正案に関する意見」(平成23年12月15日)において言及した、地方議会の会期の考え方を踏まえています。

第 2 項については、専決処分などの対応を極力避け、弾力的にやるために臨時会の積極的な活用について示しています。

（議員の責務）

第 4 条 第 2 条に定める市議会の役割を全うするため、議員は、政策形成のための調査研究活動及び市民の意思を把握するための諸活動等に努め、議会における審議・討論に反映させるよう努めなければならない。

2 議員の諸活動は、法令、条例、規則その他の規程を遵守し、かつ、議員としての品格を保持したものでなければならない。

【解説】

第 1 項については、第 2 条の役割を果たすにあたっての議員個人としての活動の原則や基本的姿勢を定めています。

第 2 項については、議員の諸活動は、法令及び条例、規則等を遵守するものとし、議員としての品格を保持する旨を記して、法令遵守及び政治倫理について定めています。

（議員定数等）

第 5 条 議員の定数を定める条例は、人口規模が同等である他の地方公共団体の状況を基本とし、市域の広狭、合併の経緯並びに市内の各地区における社会、経済及び文化的な諸状況を勘案した上で、市民の各層の民意が的確に反映されると認められることを旨として定められなければならない。

2 市議会は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）の基本原則にのっとり、地方公共団体の責務を果たすことに努めるものとする。

【解説】

第 1 項については、議員定数については、人口規模だけでなく、旧町村の合併や広域的な市域を有していることなど本市の独自性にも考慮しつつ、民意が反映された適正な定数を定める必要性をこの条例で規定し、定数条例に反映していく旨を定めています。

第 2 項については、平成 30 年 5 月 23 日公布・施行された

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の基本原則にのっとり、地方公共団体の議事機関として、その責務（実態の調査及び情報収集等、啓発活動、環境整備、人材の育成等）を果たすよう努める旨を定めています。

（情報の公開等）

第 6 条 市議会の保有する情報は、市議会の諸活動を市民に説明する責務を全うする見地から、君津市情報公開条例（平成 16 年君津市条例第 1 号）による開示を行うことはもとより、会議の公開等についても積極的に行うものとする。

2 市議会は、前項の規定による申請に基づく情報の開示に止まらず、市民に必要又は有益と思われる情報については積極的に適切な情報媒体を作成し、市民に情報提供するように努めなければならない。

3 市議会は、市政における重要な課題について市民の意見を直接に聴取する必要があると認める場合は、課題についての市民説明会及び意見交換会を開くことができる。この場合において、その開催方法等については、別に定める。

【解説】

情報公開、会議の公開について定めた条文です。

第 1 項については、第 2 条第 3 項の規定を受け、情報公開条例に基づき開示をする情報に加え、会議の公開等についても積極的に行うことを規定しています。

第 2 項については、前項に加え、市民に必要又は有益と思われる情報については、適切な情報媒体を作成して、市民に対し情報提供に努める旨を規定しています。

第 3 項については、市民参加を図ることを趣旨として、議会が市民に対して説明する機会や、市民の意見等を聴取する場を設けることができる旨を定めています。その手法については、今後、どのようなやり方が最も効率的かつ効果的なのか調査研究を要することから、別途定める旨を定めています。

（請願及び陳情）

第 7 条 市議会は、請願及び陳情（以下この条及び第 12 条にお

いて「請願等」という。)について、民意を広く行政に反映させるために極めて重要な機会であることを認識し、真摯に対応しなければならない。

- 2 請願等を審査する常任委員会及び議会運営委員会は、必要があると認めるときは、その請願者等に請願等の趣旨につき、委員会において陳述する機会を与えることができる。
- 3 請願等の取扱いに関する手続については、第1項の趣旨にのっとり、別に定める。

【解説】

請願・陳情の位置づけと提案者の意見陳述機会の確保について定めています。

第1項については、請願等に対する市議会の誠実対応義務を定めています。

第2項については、請願者等が委員会でみずから思いを述べる機会を確保できる旨を定めています。この場合において、陳述する場合は、委員長判断により、委員会の会議又は委員会協議会とすることができるものとします。

第3項については、請願等の取扱いに関する手続きに関して別で定めるとしてしています。これについては、君津市議会運営委員会内規第3条に規定しています。

(執行機関に対する政策提言)

- 第8条 議員は、市政に関し対処しなければならない課題があると認識した場合においては、別に定めるところにより、その課題に対処すべき施策の案の大綱を添えて、執行機関に提言することができる。
- 2 前項の提言は、議員の定数の4分の1以上の者の賛成がなければならない。
 - 3 執行機関は、第1項の政策提言があったときには、その提言について真摯かつ誠実に対応しなければならない。

【解説】

政策立案及び政策提言について定めています。

条文の趣旨は、提言する主体として、議会ではなくて、議員

が提言できるとしています。ただし、1人でもできることになると、濫用の恐れがあるので、一定程度以上の賛同者を得て提言ができることとしています。

また、第1項中「施策の案の大綱を添えて、」を入れることにより、ただの要望ではなく、具体的な内容であることを求めるとともに、それを議員同士で討議し、作っていかうという気運の上昇も期待するものになります。

第3項では、執行機関は政策提言があったときには、真摯かつ誠実に対応する義務について定めています。これについては、既に実施している議会としての政策提言に比べ、議員個人の政策提言が軽視されることがないように規定するものになります。

ここでいう「真摯かつ誠実に対応」という表現については、第1項に規定のない提言等（予算要望など）に対して、「真摯かつ誠実」に取り組まなくてよいなどと、対応に差を設けることを意図しているものではありません。

また、必ずしも、執行機関は、政策提言の内容を実現させなければいけないということを意味しているわけではありません。執行機関は、提言を受け、検討した結果、結果的にそれが実現に至らなかった場合においても、その検討過程において真摯かつ誠実に取り組んでおり、そのことについて言葉を尽くして説明し、理解を得ることが重要であるということが、本項の趣旨になります。

（市政の執行に対する議会の監視権）

第9条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。次条第2項及び第11条において「法」という。）に定める議決権、検査権、監査請求権、調査権その他の市議会に法令上付与された権限を適切かつ効果的に行使し、市の事務が最少の経費で最大の効果を挙げるものであるか、民意に沿うものであるか等に留意し、真に効果的な執行が行われているかどうかについて監視機能を発揮しなければならない。

2 前項の監視機能を全うするため、議員は、各自が緊張感を持ってそれぞれの職分を尽くすよう努力しなければならない。

【解説】

市議会と市長との関係について、第1項では、市議会の監視機能について、第2項では、前項の目的を果たすため、緊張感を保持して職分を尽くす旨を定めています。

（政策形成過程の説明等）

第10条 市議会は、別に定めるところにより、議決に付すべき議案及びその他の市政に係る事務で重要と認めるものについて、執行機関の説明をあらかじめ求めることができる。

2 議員又は会派（第13条第1項に規定する会派をいう。）は、法第122条及び第233条第5項に定める説明書類のほか、予算の議決及び決算の認定に係る審議に必要と認められる資料及び執行機関の説明をあらかじめ求めることができる。

【解説】

第1項については、地方自治法の規定に基づく資料提出に加えて、市議会が重要と認める議案及び市政にかかる事務について、市議会として政策形成過程の説明を求めることができることを定めています。

第2項については、前項の市議会が説明を求めることができる規定に加え、予算及び決算に限って、議員又は会派単位でも、資料及び説明を求めることができる旨を定めています。

第1項、第2項とも、説明や資料要求について、形式にのっとって執行機関に求めるようルールを定めることが趣旨であり、その時々の一議員のやりとりについて定めたものではありません。本条文の規定に則った運用を図ることにより、市議会と執行機関の紳士的で秩序だった関係性が構築できるとともに、会派内で必要な資料に関する政策討議の充実などを期待しているものになります。

（質問趣旨等の確認）

第11条 法第121条第1項の規定により議長から出席を求められた説明員（第15条第1項において「説明員」という。）は、議員の質問の趣旨が不明瞭な場合、法令の解釈を誤ってい

と思われる場合等において、議論の内容を充実させ、及び議論を円滑に進行させるため、当該議員に対し、別に定めるところにより質問の趣旨等を確認することができる。

- 2 前項の確認は、その都度、議長又は委員長の許可を得て行わなければならない。

【解説】

会議における、市議会と執行機関との議論の内容の充実、円滑な進行、もって市民が理解しやすい議会とすることを目的に、執行機関の説明員から議員に対して、質問の趣旨を確認できる権利を定めるものです。

第1項ではその権利の趣旨を定めるとともに、質問の趣旨を確認できる内容及び手続き方法について、詳細を別に定めるとしています。第2項では確認の手続き方法を定めています。

（議員間討議）

- 第12条 市議会は、市の事務に関する調査並びに議案及び請願等に係る審査に当たり、議員間に見解の相違があると認められるときは、議員間における討議を行う場を設けることができる。
- 2 前項の討議を行うに当たっては、市議会としての統一的な意思形成を図ることを目的として建設的な議論を交わすことに努めることとし、かつ、市民にとって論点をわかりやすく提示するよう努めなければならない。
- 3 議員間討議の討議者の指名、討議の時間、方法その他実施に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

市議会として、議員同士の統一的な意思形成を図ることを目的に、建設的な意見交換（討議）ができる場の設置、また、その方法について定めたものです。また、討議は本会議、委員会、全員協議会などあらゆる場面での活用を想定しています。

（会派）

- 第13条 議員は、会派（政治的信条等を同じくする議員の任意の集合体をいう。）を結成することができる。
- 2 会派は、それぞれ代表者を選定し、政策立案、政策決定、政

策提言等について他の会派の代表者と協議、調整を図り、統一
的な意思形成を図る場を設けることができる。

- 3 議員は、会派を結成しないことの故をもって不当に取り扱わ
れることはない。

【解説】

会派については、政務活動費に関する 100 条の規定以外に法
律等で明文化されていないことから、会派の結成及び活動並び
に会派間の調整についても規定し、統一的な意思形成を図る場
としての意味合いを持たせるなど、この条例を根拠規定として
定めるものです。

第 1 項については、会派を「政治的信条等を同じくする議員
の任意の集合体」として定義付けるものになります。

第 2 項については、会派という団体をつくって、一人ひとり
のやりとりではなくて、同じ志を持った人が代表者を選定して、
会派の代表者同士で、会派間の意思形成を図っていける権利を
定めています。

第 3 項については、会派を構成しない議員は、会派を結成し
ていないため、前項のような場には当然参加はできず、会派間
の意思形成に参加することはできないものの、それによって会
派にのみ資料や情報が提供されるなど、不当には扱われない旨
を規定しています。

(委員会)

- 第 14 条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、行政
が多様化、複雑化していることに伴い、その所管事項について
審査の徹底を図り、会議の能率的な議事運営に資するよう努め
なければならない。

- 2 各委員会は、必要に応じて公聴会を開き、参考人の出頭を求
める等の方法により、調査又は審査の充実を図るものとする。
- 3 常任委員会は、その部門に属する市の事務に関する調査を積
極的に行うことに努め、各委員会は議会の議決すべき事件のう
ちその部門に属する市の事務に関するものについての議案提
出権を適時適切に行使するよう努めるものとする。

【解説】

委員会については、地方自治法や委員会条例で十分規定されているものの、本市議会としては、委員会中心主義の立場から、その活動を重視し、活用を十分に図っていきたいと考えています。そのため、本条文は、委員会の意義や役割、委員会としての議案の提出も含め、積極的かつ適切な委員会運営について規定し、委員会運営の詳細を規定している委員会条例の指針となるよう定めたものです。

第1項については、本会議の能率的な議事運営に資するため、委員会で十分審査を尽くすことが必要であることを趣旨に定めたものです。

第2項及び第3項については、前項を受け、その調査又は審査の充実を図るための手段及び、有する権利の適切な活用について定めています。

（予算決算に関する委員会審査）

第15条 予算及び決算を審査する委員会は、市政におけるその重要性に鑑み、説明員に対する質疑の充実を図り、市民にとってわかりやすい論点形成に努めるものとする。

2 決算を審査する委員会は、審査における委員会の意見を集約するに当たっては、各委員が意見を述べる場を設けなければならない。

3 予算を審査する委員会は、前年度における決算審査における意見を踏まえ、翌年度の予算審査に十分活かしていくよう努めなければならない。

【解説】

本条では、市政運営を左右する予算及び決算に関する審議について、その重要性を強く認識している本市議会として、その審議の際の委員会運営に関する方針・考え方を規定しています。具体的には、決算審査では予算の執行結果に対して指摘をし、予算審査ではその指摘の改善状況や反映状況を審査し、決算審査でまたその執行状況を審査するといったように、予算と決算を一体的に捉え、絶え間ない一連のサイクルの中で、議会とし

て監視機能を発揮していくことを趣旨として捉えています。

第1項では、予算・決算の両方の審査に共通する方針です。

第2項では、決算審査の際に、委員会としての意見をまとめる上で、誰かが決めるのではなく、各委員が意見を述べることができ、委員全員で決めることができるよう、調整する場を設けなければならない旨を規定しています。

第3項では、前項の規定により、まとめた議会としての意見の予算への反映状況を予算審査の際に審査していく旨を規定しています。

(政務活動費)

第16条 政務活動費に関する条例は、政務活動費が本市の行政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するものであることに鑑み、その使途の範囲に十分留意し、定められなければならない。この場合において、市議会は、市民への説明責任を果たすため、その支出の透明性を高めていくよう努めるものとする。

【解説】

地方自治法第100条第14項において、政務活動費については条例で定めるとあることから、公平性や透明性の確保、目的に沿った使途の範囲の設定等、条例を定めるにあたって、指針となるよう定めたものです。

(議員研修)

第17条 市議会は、市民の代表機関としての機能を最大限発揮するため、各議員の資質向上を図るための研修の場を積極的に設けるものとする。

2 各議員は、自主的な研修活動に努め、各自資質の向上に努めるものとする。

【解説】

市議会としての機能を最大限発揮し、市民代表としての役割を果たすために、市議会として、また、議員個人として、研修

の充実及び資質向上に努めることを趣旨としています。

（議会活動予算の確保）

第 18 条 市長は、予算の調製に当たっては、議会活動の状況及び予定について十分に聴取し、必要な議会活動に係る予算の確保に配慮するものとする。

2 市議会は、前項の予算の調製に当たっての市長に対する説明については、最少の経費で最大の効果を挙げることを旨とし、合理的な経費の算定をもって行わなければならない。

【解説】

議会活動に必要な予算については、市長は予算調製において十分に市議会の状況を踏まえ、配慮するとともに、市議会は合理的な経費の算定をもって、市長に対して説明を果たす義務があることを定めています。

第 1 項は市長側の配慮義務、第 2 項は自治法上の大原則を踏まえ、議会側の配慮義務をそれぞれ定めています。

（議員報酬等）

第 19 条 議員報酬及び費用弁償に関する条例は、議員が通常活動するための費用、市の社会・経済情勢及び他市の状況を勘案して社会観念上妥当である額を基本として定められなければならない。

【解説】

報酬等については、別途議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例がありますが、本条文において、報酬等の基本的な考え方を定めるものです。

（議会事務局）

第 20 条 市議会は、執行機関に対する監視機能及び公の意思形成機能を発揮するため、議会事務局職員の調査能力、政策立案能力、法制能力等の向上を図るための措置を講じるとともに、議会事務局の組織及び運営の合理化に努めなければならない。

【解説】

市議会がその役割を十分に発揮していくために、議会事務局機能の強化に努める旨を定めています。

（議会図書室）

第21条 市議会は、議会図書室について議員の調査研究に資するための資料の選択に留意し、必要な資料の確保に努めなければならない。

2 議会図書室は、市民が議会活動を理解する場として、また、市政の状況を知る場としての意義を踏まえた運用に努めるものとする。

【解説】

議員の調査研究に役立たせるため、また、市民が議会活動を理解する場として、必要な資料の収集など、運用を図っていく旨を定めています。

（継続的な議会改革）

第22条 市議会は、市民からの議会に対する要望その他の意見に耳を傾け、社会の各層から提示される議会改革についての提案等に常に意を用い、市議会がよりよく市民の代表機関としての機能を果たすことができるよう、不断の改革に努めるものとする。

【解説】

市議会が市民のためにその機能を十分に果たすため、市民をはじめ、市議会に対するあらゆる意見等に注意を払い、柔軟に受け入れることによって、継続的に改善を図っていく責務を定めています。

（最高規範性）

第23条 この条例は、君津市における議会運営に関する最高規範であり、議会運営に関する条例その他の規程は、この条例に定める理念に従って制定され、運用されなければならない。

【解説】

この条例が、議会の最高規範であり、議会に関する条例等の改廃については、この条例の定める事項に基づかなければならない旨を定めています。

附 則

この条例は、 年 月 日から施行する。

